

香美市保育園運営委員会設置要綱

平成 29 年 10 月 20 日

告示第 129 号

(設置)

第 1 条 香美市の今後の保育所運営に関し意見を求めるため、香美市保育園運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 運営委員会は、香美市の保育所運営について必要な事項を審議し、意見を述べるものとする。

(委員)

第 3 条 運営委員会の委員は 15 人以内とする。

2 委員は、保護者、保育所職員、保育行政に関し学識経験を有する者その他市長が適当であると認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(任期等)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員長)

第 5 条 運営委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、運営委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 運営委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長が当たる。

3 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

4 会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、及び議決をすることができない。

5 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 運営委員会の庶務は、教育振興課において処理する。

(補則)

第 8 条 この告示に定めるもののほか、運営委員会に関し必要な事項は市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 29 年 10 月 20 日から施行する。

(招集の特例)

2 委員が委嘱又は任命された後の最初に招集すべき会議は第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集する。